

★ 障害福祉サービスの流れ

就労移行支援 自立訓練
就労継続支援A型 生活介護
就労継続支援B型



一般就労 職場定着支援6ヶ月



就労定着支援



月1回以上職場訪問など、定期的な面談を行います。

そこで現在の職場環境・生活状況・今後の希望などを聞き、企業と連携を取りながらより働きやすい環境へとつなげます。

休所日

土曜日・日曜日・祝日

(休所日に支援を希望される場合は別途ご相談ください)

営業時間

9:00~18:00



981-3329
宮城県富谷市大清水2丁目22-1 エスコート大清水ショッピングセンター内

バスでお越しの方

富谷市民バス 「上桜木・大清水」下車 徒歩5分

宮城交通 「上桜木大清水団地前」下車 徒歩5分

車・自転車でお越しの方

無料駐車場・駐輪場完備

ポラリス富谷センター ☎ 022-725-8978

【メールでのお問合せ】 tomiya@polaris-t.co.jp

【ホームページ】 <https://polaris-t.co.jp>

詳しくは
こちら
▶▶▶



就労定着支援

ポラリス富谷センター



★就労定着に向けて支援いたします

働く障害者の悩み



- 自分の障害や症状を相談できる人がほしい
- 職場環境や同僚・上司は問題ないが、最近疲れやすく調子が悪い
- 障害者雇用で就職できたが、障害特性について配慮がほしい
- 仕事に慣れてきたので、働く時間を長くしたいが、上司にうまく説明できない
- 職場から業務内容が増える提案をされたが、今はまだ自信がないので調整してほしい

障害者雇用している企業の想い

- 無理せず職場になじみながら、安定して長く働いてほしい
- スキルを活かして戦力となってほしい
- 仕事と生活の両立で自立してほしい
- 業務の中で何か不安や悩みを抱えているのではないかと心配しているが、どう対応していいかわからない

★ご利用の流れ

1

お問合せ

まずは電話・メールでお気軽にお問い合わせください。

2

ご相談・サービスの説明

事業所にお越しいただき、ご説明致します。
(事業所以外で面談をご希望の場合は別途ご相談ください。)

3

受給者証の申請

お住いの市区町村窓口でお手続きをお願いします。

4

支給決定・受給者証の交付

5

契約手続き

6

就労定着支援サービス利用開始

※サービスを利用するには受給者証が必要です。

★利用対象者

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
自立訓練、生活介護などの福祉サービスを利用して一般就労した障害者の方が対象です。
また、ポラリスの利用者および別の事業所から就職した方も対象です。

★ご利用料金

利用料は就労移行支援等のサービスと同様、
原則1割が自己負担で、残りの9割は自治体からの給付対象です。
自己負担上限額は世帯所得などに応じて変わります。

※厚生労働省の定める障害福祉サービスの提供費に応じます。
※就労先の負担はございません。

★ご利用期間

最長3年間（1年ごとに支給決定期間を更新）

就職



職場定着
支援

6カ月

就労定着
支援サービス

3年